

安全設備等の義務化について

令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された「知床遊覧船事故対策検討委員会」において、船舶の安全基準の強化を含む、「旅客船の総合的な安全・安心対策」の取りまとめ結果を受け、

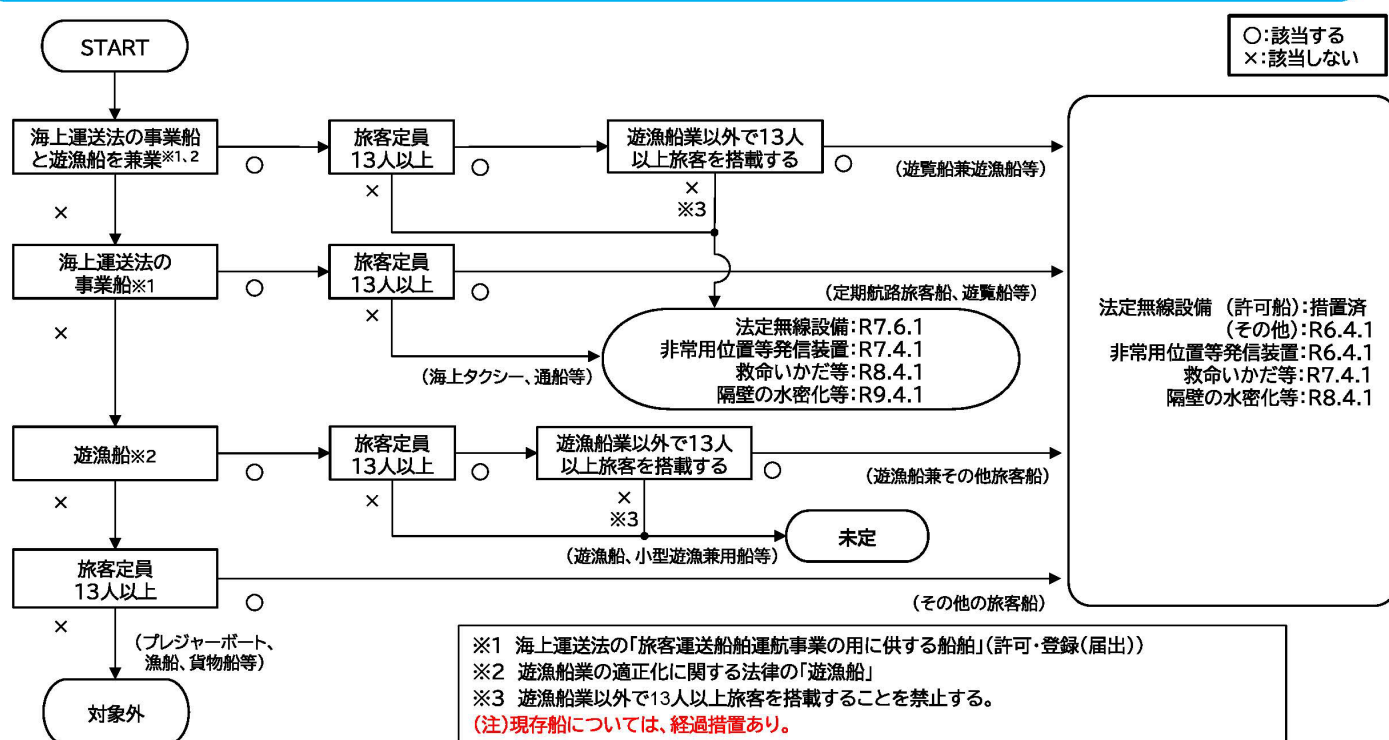
- ・ 陸上との間で常時通信できる**法定無線設備（携帯電話を除く）**
- ・ 海難発生時に自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**
- ・ 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せず乗り移りが可能な**救命いかだ等**
- ・ 沈没を防ぐ、または退船までの時間を確保する**隔壁の水密化等**

の安全設備等の原則義務化を実施しております。

旅客船等に対する安全設備(知床関係)の義務化の適用

国土交通省

- 法定無線設備、非常用位置等発信装置及び隔壁の水密化等の義務化は、一部船舶を除き適用済み。
- 隔壁の水密化等の義務化は、今後適用。



(令和7年6月5日時点)

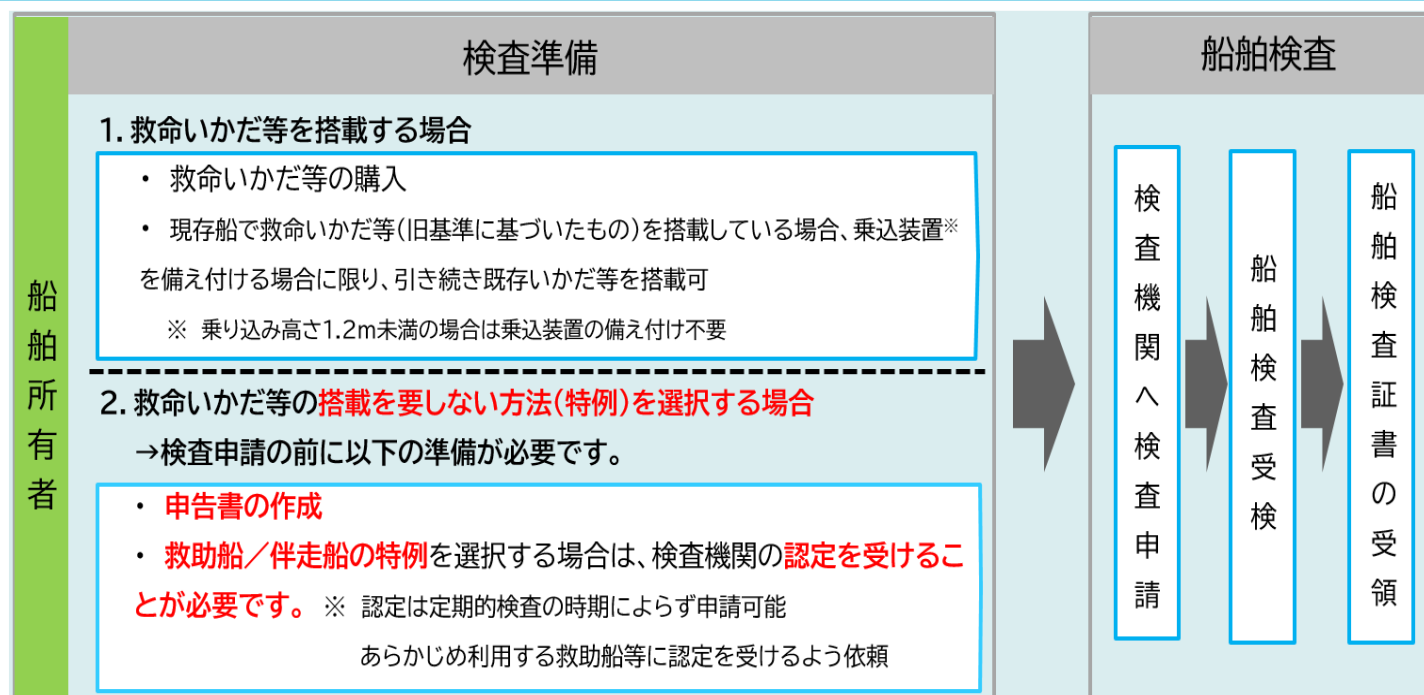
詳細については、国交省 HP [「旅客船・遊漁船等に対する安全設備等の義務化について」](#)をご覧ください。

救命いかだ等の検査について

救命いかだ等の義務化に関する船舶検査の流れは以下のとおりです。

なお、救命いかだ等を要しない方法（特例）を選択する場合は、以下の申告書作成ツールを使用して申告書を作成の上、検査機関に提出してください。

救命いかだ等の義務化に関する船舶検査の流れ



○ 申告書作成ツールは、次のファイルをダウンロードしてください。

⇒ [申告書作成ツール](#)

※ クリックすると圧縮ファイルをダウンロードすることができます。

圧縮ファイル内の【申告書作成支援ツール .xlsm】を使用して下さい。

※ Excel の設定は取扱説明書の 2 ページをご確認下さい。

※ 取扱説明書の参考 2（4 隻以上伴走船・2 隻以上救助船）及び参考 3（2 か所以上母港）の場合は次の様式（参考 2・3）を使用して、申請書と一緒に提出してください。

⇒ [様式（参考 2・3）](#)

※ Excel（Microsoft Office 2016 以上 又は Office 365）が利用できない方は最寄りの JCI 支部にご相談下さい。

○ 認定を受ける救助船又は伴走船の船舶所有者は最寄りの JCI 支部に次の様式（認定願い）を提出してください。

⇒ [認定願い（伴走船及び救助船の設備及び要救助者用別枠定員）](#)